

7 補償内容および保険料

補償開始日	支払限度額	自己負担額 (免責金額)	既存住宅状況調査1件あたりの保険料
2022年4月1日 (中途加入の場合は 2023年3月までの 毎月1日)	1請求あたり 500 万円 保険期間中 5,000 万円	1請求につき 10 万円	1,940 円 但し、本制度の補償開始日時点で、別制度「日事連・ 建賠保険」にご加入されている場合は、建賠加入者 割引10%が適用され、1,750円になります。

※発送事務費等、団体制度の維持・運営のため、制度運営費500円が別途かかります。

2021年1月～12月までの既存住宅状況調査実施件数に上記1件あたり保険料を乗じ加入保険料を算出します。

保険料算出方法

2021年1月～12月までの既存住宅状況調査実施件数		×	件	+	制度運営費 500円
調査1件あたり 保険料	建賠保険加入者 1,750円 建賠保険未加入者 1,940円				

※右記 合計保険料+制度運営費の合計が10,500円に満たない場合は10,500円となります。(最低保険料10,000円+制度運営費500円)
*中途加入の場合も最低保険料10,000円が適用されます。

合計加入保険料+制度運営費*
円

8 お申込み方法

保険期間は、2022年4月1日午後4時から2023年4月1日午後4時までです。
毎月1日補償開始での中途加入についても、随時受付けております。

1 「日事連・インスペクション賠償責任保険 加入依頼書」のご提出

「日事連・インスペクション賠償責任保険 加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、補償開始月前月20日までに下記送付先にご郵送ください。

「加入依頼書」送付先 (一社) 日本建築士事務所協会連合会
インスペクション賠償責任保険事務局
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-21-6 八丁堀NFビル6階

2 会員確認および振込先のご案内

(一社)日本建築士事務所協会連合会インスペクション賠償責任保険事務局にて、申込人の会員確認をさせていただきます。確認が終了しましたら、保険料請求書をお送りいたします。

3 合計保険料のお振込み

保険料請求書に記載のお支払い期日までに、合計保険料を指定口座にお振込みください。

4 加入者証

引受保険会社より契約内容を記載した「加入者証」をお送りいたします。

ご注意 このチラシは、日事連・インスペクション賠償責任保険(既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度)の概略を紹介するためのものです。保険の詳細内容は日事連・インスペクション賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細はパンフレットに記載されている保険約款によりませんが、ご不明の点がありましたら取扱代理店におたずねください。

一般社団法人

日本建築士事務所協会連合会・会員の皆さまへ

宅地建物取引業法
改正に伴う

既存住宅状況調査技術者
団体賠償責任保険制度

会員
限定



日事連・
インスペクション
賠償責任保険

加入資格

会員のみご加入可能 | 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会(日事連)の構成員(会員事務所)であること

被保険者

・会員事務所(記名被保険者)
・記名被保険者の役員・使用人
・記名被保険者に所属する
「既存住宅状況調査技術者」

保険期間

2022年4月1日午後4時～
2023年4月1日午後4時までの1年間

お申込み締切日

毎月20日までの
お申込み ⇒ 翌月1日から
補償開始



一般社団法人

日本建築士事務所協会連合会

Japan Association of Architectural Firms

詳しくはホームページをご参照ください。

日事連サービス



お問い合わせ先・取扱指定代理店

有限会社 日事連サービス

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-9-4 東京STビル3階
TEL.03-3551-6633 FAX.03-3552-1066
E-mail: njs-q@nichijiren-service.com

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)建設産業営業部 営業第二課

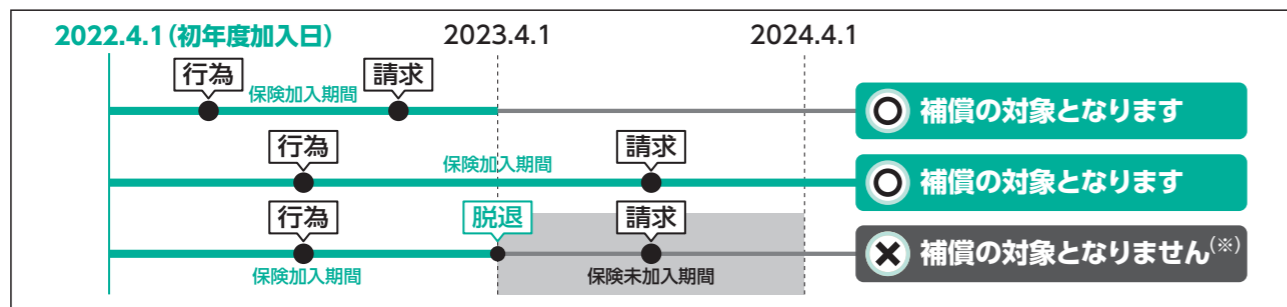
1 補償の対象となる業務

この保険は一般社団法人日本建築士事務所協会連合会を契約者とし、日事連の構成員(会員事務所)を加入者(記名被保険者)とする既存住宅状況調査技術者団体賠償責任保険制度の団体契約です。日本国内における下記の業務が対象となります。

既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書を有する技術者が、既存住宅状況調査方法基準に従って行う既存住宅状況調査業務。 ※平成二十九年国土交通省告示第八十一号、第八十二号に規定。

2 補償の対象となる条件

初年度契約始期日(この保険に最初にご加入いただいた補償開始日)以降に日本国内において行われた補償対象業務により、被保険者が保険期間中に日本国内で損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



注: 加入者単位で初年度契約の始期日を判定いたします。
注: 上記は、翌年度、保険に改定等がなく、補償内容に変更がない前提での記載です。
(※) 保険期間後に、請求のおそれのある原因または事由の具体的状況を、保険会社に通知した場合。

3 お支払いする保険金

次の損害賠償金や諸費用をお支払いします。

(1) 法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがあるときは、その価額を控除します。

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

(2) 争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。弁護士費用などが該当します。

(3) 協力費用

専門的業務賠償責任保険普通保険約款第24条(1)の規定に基づき、引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

$$\text{お支払いする保険金 (支払限度額が上限)} = \{ \text{合計損害額 (下記(1)+(2)の合計額)} \} - \text{免責金額 (1請求につき10万円)}$$

(3)の費用はその全額をお支払いいたします。
ただし、保険期間中の(1)(2)に対する支払保険金の総合計額が保険期間中支払限度額に達した後は、(3)も含めてお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

※他に同種の保険契約等がある場合は、他の保険契約等が優先して支払われます。詳細は当パンフレットに記載の他保険優先適用特約条項をご確認ください。取扱代理店までお問い合わせください。

4 保険金をお支払いする主な事故事例

事故事例① 既存住宅状況調査業務の検査中に鉄筋がないと判断した結果、住宅の販売価格が下がったが、検査の誤りであることがあとに判明し、売主から販売価格が下がったことに対する損害賠償請求を受けた。

事故事例② 既存住宅調査業務の検査のうち、柱の傾斜の計測に正確性を欠いていたことが判明し、買主から払い過ぎてしまった購入価格に対する損害賠償請求を受けた。

事故事例③ 既存住宅状況調査業務の検査中に誤って依頼主や通行人にケガを負わせてしまい、治療費等の損害賠償請求を受けた。

事故事例④ 既存住宅状況調査業務の検査中に誤って、住宅の窓ガラスを破損しまい、修理費等の損害賠償請求を受けた。

5 保険金をお支払いできない主な場合

直接、間接を問わず、次の事由または行為によって生じる損害は、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。 ※詳細はパンフレットP5、9をご参照ください。

- ・国土交通省告示第八十二号に規定する調査方法基準(以下「調査方法基準」といいます。)に違反することを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為
- ・地震、噴火、洪水、高潮または津波を契機として実施された調査により判明した建築物の瑕疵
- ・業務の対象となる建築物の増築・改築・修復の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- ・調査方法基準の定め方が不適切であった場合
- ・被保険者が調査方法基準を遵守したとしても、発見し得ない建築物の瑕疵
- ・業務の法的効力について、被保険者が結果保証をしていると認識させるような表示または行為
- ・業務の遂行につき、所定の資格を有しない者の行為
- ・業務の遂行につき、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- ・調査方法基準に定められた業務の範囲を超えて業務を遂行した場合
- ・被保険者の業務に対して支払われた報酬の返還
- ・サイバー攻撃 など

6 保険金をお支払いできない事故事例

事故事例① 新築住宅の検査を実施中に、電気配線を傷つけ、建物の電気設備が停止してしまったため損害賠償請求を受けた。理由) 新築住宅は対象外

事故事例② 建物が地震により全壊したため検証したところ、既存住宅状況調査業務において誤りがあることが判明した。理由) 地震に起因する損害は対象外